**○複数の避難場所の設定**

・40事業所が複数の避難場所を設定済

・未設定の9事業所中６事業所が複数設定予定

**○複数の避難経路の設定**

・36事業所が複数の避難経路を設定済

・未設定の13事業所中７事業所が複数設定予定

**○活動可能時間の設定**

・37事業所で活動可能時間を設定済

・未設定の12事業所すべてで設定予定

・**大阪北港地区ではすべての事業所が垂直避難（ほとんどの事業所が自社避難）**を考えている。

*⇒　浸水区域外までの距離が長く、やむを得ない*

・**堺泉北臨海地区では約15％の事業所が水平避難**を考えている

*⇒　水平避難を原則とする方向で課題に対応（事業所連携による避難経路状況の把握と情報*

*共有、訓練の実施等）を継続*

【変更しない理由】

・自社内避難であるので、経路を予め設定せず、周囲の状況に応じて判断するため

・迂回経路を検討したが、経路が長くなり、避難時間が確保できないため

・現経路は、道路幅が広く、また沿道の災害リスクが十分に小さいため



【変更しない理由】

・他の避難場所が遠方すぎて、設定が困難なため

・浸水区域外へ確実に避難できるため、他の避難場所の設定は不要（近隣に津波避難ビルがあるが、避難が集中するおそれもある）



**○水平避難・垂直避難の選択**

**○休日・夜間の緊急措置訓練**

・26事業所で訓練を実施済

・未実施の19事業所中10事業所で実施予定

【未実施の理由】

・平日の訓練や緊急通報、安否確認の訓練等を優先して実施するため

津波避難計画の改訂予定等について

注）水平避難：浸水区域外へ安全に避難すること。　垂直避難：浸水深より高い安全な場所に一時的に避難すること。

津波避難計画作成指針（案）の概要

≪指針の基本方針≫

・様々な災害が起こる可能性があるが、津波による浸水への対応を最優先に考えることを基本

・徒歩や自転車により**水平避難することを原則**（浸水区域外までの距離が長い場合等に限り、垂直避難）

≪地区の特性を考慮した留意事項≫

・大阪北港地区の一部で地震発生直後に防潮堤が沈下し、河川からの溢流により浸水するおそれ。

・堺泉北地区ではブロックごとに水平避難と垂直避難に分けて、避難の考え方を具体的に記載

≪避難計画改訂時の主な検討ポイント≫

・一定の発生確率が認められる災害に備え、**複数の避難場所及び避難経路を設定**すること

・緊急停止の**活動時間は人の安全を第一に置いて決める**こと

・従業員が少ない**休日・夜間の**想定も含め、**緊急措置の訓練**を定期的に実施すること

指針の改訂

津波避難計画作成指針の改訂の背景

≪新たな知見≫

■南海トラフ巨大地震を想定した新たな津波浸水想定等（平成２５年８月）

・現行指針（平成24年３月）での津波浸水想定（暫定２倍想定）と比べ、

➢　浸水区域外までの距離がより明確になり、全般的に避難距離が短縮

➢　浸水区域内における未浸水箇所が全地区で増加

■津波避難に関する国の報告書等

・中央防災会議・津波避難対策検討ワーキンググループ報告書（平成24年７月）

・高圧ガス取扱施設における地震・津波等の対応に関する調査報告書（平成25年２月）　　等

≪地震・津波被害想定等検討部会≫

■検討部会報告（第一次）（平成26年２月）

・各地区における火災・爆発等の想定災害の提示等

・『従業員を含めて人命は損なわない、安全を確保することが原則』を基本目標の一つに設定。

■検討部会での主な指摘事項

・コンビナート地区では、避難路となる公道が一つしかないケースが多く、沿道施設での災害により避難者が孤立し避難が困難になるリスクがある。

・緊急停止要員等が逃げ遅れないよう、退去する限界時間を決めなければならない。

資料１－３

津波避難計画の改訂について

